

朝日生命の新ブランド

Smile Series
スマイルシリーズ

スマイルメディカル

無配当医療保険(返戻金なし型)S

入院時のご負担に一時金でそなえる
医療保険

短期にも
長期にも!

平成27年4月作成

「特に重要なお知らせ(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット」

本冊子に記載している「特に重要なお知らせ(契約概要/注意喚起情報)」には、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。本商品のご検討・お申し込みの際には、必ず、お読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。また、詳細につきましては、別冊の「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。この保険の引受保険会社は朝日生命保険相互会社です。



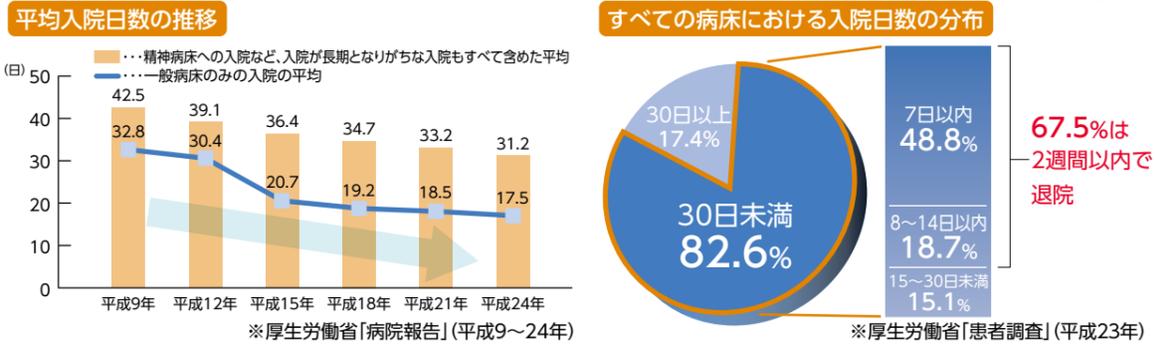
朝日生命は
日本乳がんピンクリボン運動
を応援しています。

引受保険会社

 **朝日生命**

Q. 入院期間は、短くなっているってホント？

A. 医療技術の進歩などで入院期間は**短期化傾向**にあります。
2週間以内で**67.5%**、30日未満では**82.6%**の方が退院されています。



Q. 入院した場合の費用は、いくらくらいかかるの？

A. 平均の入院日数は短期化傾向にありますが、1～2週間で退院された方の自己負担額の平均は**約20.7万円**(※)にもなっています。

(※)治療費、食事代、差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含み、高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額(生命保険文化センター「平成25年度生活保障に関する調査」より)

入院時にかかる費用の例

■公的医療保険制度で一定割合が自己負担となるもの
入院料 **手術費用** **検査費用** **投薬費用** 等 → **自己負担額が一定限度を超えた場合には、「高額療養費制度」が利用できます**

■公的医療保険制度で一部または全額が自己負担となるもの
先進医療費 **差額ベッド代** **食事代** **家族の交通費・食事代** **入院諸雑費** **その他** 等

日帰り入院でも、最高**15万円!**(※)

なら!

“入院すれば入院期間に関係なく受け取れる”
医療費充当給付金(一時金)でそなえることができます!

「**医療費充当給付金(一時金)**」で入院料、手術・検査・投薬費用などの医療費に加えて、差額ベッド代や食事代、ご家族の方のお見舞い時の費用などの各種費用に一時金でそなえることができます。

(※)入院給付金日額5,000円、医療費充当給付金(一時金)の給付倍率30倍をご選択いただいた場合

Q. どんな病気だと入院が長くなるの？

A. ①**「精神疾患」**による入院は長期となりがちです。
 ②**「生活習慣病」**は重篤な合併症を引き起こすリスクがあり、入院が長期となる可能性があります。
 ③**「がん」**は、再発・転移などにより、入退院を繰り返し、合計の入院日数が長期となることがあります。

①平均入院日数が長期となる病気

順位	病名	平均入院日数	疾患種別
1位	統合失調症など	561.1	精神疾患
2位	不安障害など	211.4	精神疾患
3位	躁うつ病など	106.2	精神疾患
4位	脳梗塞	97.4	生活習慣病
5位	その他の脳血管疾患	87.1	生活習慣病
6位	神経系の疾患	76.2	
7位	結核	65.4	
8位	神経症性障害、ストレス関連障害	50.1	精神疾患
9位	高血圧性疾患	41.2	生活習慣病
10位	骨折	41.1	

※厚生労働省「患者調査」(平成23年)

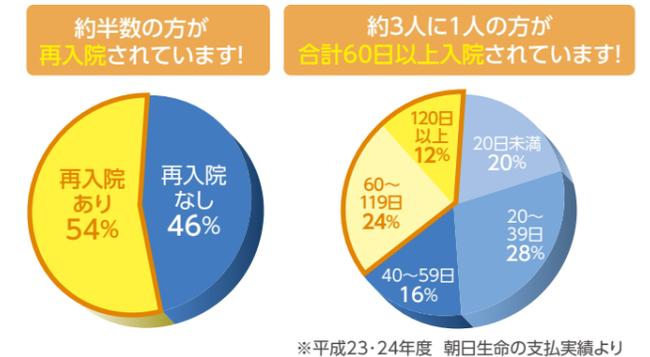
②生活習慣病の特徴

糖尿病 → **脳卒中、慢性腎不全、心疾患**
 糖尿病は全身の血管に障害を与え、脳卒中や慢性腎不全、心疾患など「動脈硬化」による病気の原因に!

高血圧性疾患 → **脳卒中、慢性腎不全、心疾患**
 高血圧症は血管が詰ったり破れやすくなる「動脈硬化」を促進し、脳卒中や慢性腎不全、心疾患などの原因に!

肝炎 → **肝硬変**
 肝炎は、肝硬変→肝がんと進行する可能性も。

③「がん」で再入院された方の割合と再入院日数



なら!

入院が長期となりがちな**「精神疾患」**や**「生活習慣病」**、**「がん」**による入院にもそなえることができます!

- 「がん」の入院は**無制限**で保障!
- 「特定入院継続給付特約(返戻金なし型)S」を付加すれば、入院が長期となる可能性のある所定の「精神疾患」や「生活習慣病」による入院も主契約と併せて**120日**まで保障!

お支払事由

お支払限度

お支払金額

特徴
1

日帰り入院でも最高15万円の一時金保障!

入院した場合、**最高15万円**の医療費充当給付金(一時金)をお受け取りいただけますので、短期間の入院でも、入院時の各種費用にそなえられます。

※日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料のお支払いがある場合などをいいます。

特徴
2

「がん」による入院は日数無制限!
また、所定の「生活習慣病」や「精神疾患」による入院は120日まで保障!

入退院を繰り返す可能性がある「がん」は、支払日数無制限。また、「特定入院継続給付特約」を付加すれば、入院が長期となる可能性がある「生活習慣病」、「精神疾患」による入院を120日まで保障します。

特徴
3

先進医療は見舞金をプラス!

「先進医療特約」を付加すれば、**通算2,000万円**限度の技術料(自己負担額)の保障に加え、**技術料の10%**を先進医療見舞金としてお受け取りいただけます。

特徴
4

手術・放射線治療は、入院中・外来を問わず幅広く保障!

公的医療保険制度に連動した**1,000種類以上**の手術に加えて、先進医療となる手術・放射線治療、骨髄移植も保障します。

特徴
5

もちろん保障は一生!

病気やケガによる入院を**一生**にわたって保障します。

さらに!

「給付金スマイルサポート」でお受け取りも安心・簡単・便利!

【安心】「医療費充当給付金(一時金)」お受け取りサポート
【簡単】「入院給付金」お受け取りサポート
【便利】「先進医療給付金」お受け取りサポート

特徴
1

医療費充当給付金(一時金)

日帰り入院でも**最高15万円!**

入院給付金が支払われる入院をされたとき

<1回の入院につき>
1回

<通算>
30回

入院給付金日額×所定の給付倍率
(以下の倍率からご選択いただけます)

(30倍) **150,000円**
 (20倍) 100,000円
 (10倍) 50,000円
 (5倍) 25,000円
 (0倍) なし

※上記は入院給付金日額5,000円で給付倍率「30倍」を選択した例です。「0倍」を選択した場合、医療費充当給付金はありません。

特徴
2

入院給付金

「がん」による入院は**無制限!**

病気やケガで入院されたとき

<1回の入院につき>
60日
<通算>
1,000日
※がんによる入院の場合は無制限となります。

入院1日目~60日目まで入院1日につき
5,000円

※入院給付金日額は、3,000円~10,000円の範囲内で1,000円単位で設定できます(所定の要件があります)。

特徴
3

特定入院継続給付特約付加

所定の生活習慣病や精神疾患による入院は**120日**まで保障!

所定の生活習慣病または精神疾患で61日以上入院されたとき

<1回の入院につき>
60日
<通算>
1,000日

※上記特約による支払日数も入院給付金の通算支払日数にカウントします。

入院61日目~120日目まで入院1日につき
5,000円

特徴
4

**手術給付金
放射線治療給付金**

入院中・外来を問わず、**健保対象手術等を幅広く保障!**

所定の手術・放射線治療を受けられたとき

<手術給付金>
無制限

<放射線治療給付金>
無制限(60日に1回)

入院給付金日額×所定の給付倍率
(以下の倍率からご選択いただけます)

(10倍) **50,000円**
 (5倍) **25,000円**
 (0倍) **なし**

「0倍」を選択した場合、手術・放射線治療給付金はありません。

+ さらに手術 給付金・放射線治療給付金の保障を選択いただくことで安心をプラス

特徴
5

**一生
生涯保障**

入院の現状

特徴と仕組み

オプション

Q&A

スマイルサポート

保険料表

契約概要・注意喚起情報

NEW 無配当特定入院継続給付特約(返戻金なし型)S

所定の生活習慣病または精神疾患で入院された場合、主契約と併せて120日まで入院給付金のお支払限度を延長します。

特定入院 継続給付特約	お支払事由	お支払限度	お支払金額
	所定の生活習慣病(①)または精神疾患(②)で、61日以上入院されたとき	<1回の入院につき> 60日 <通算> 1,000日 ※ <small>※主契約の入院給付金日数と合算</small>	主契約の入院給付金日額 × 入院日数から60日を 控除した日数

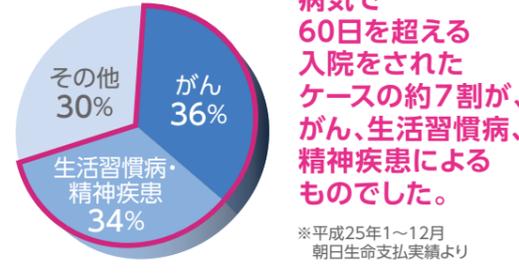
①対象となる生活習慣病

- 心・血管疾患
- 脳血管疾患
- 腎疾患
- 肝疾患
- 糖尿病
- 高血圧性疾患

②対象となる精神疾患

- 精神および行動の障害: アルツハイマー型認知症、統合失調症、躁うつ病、パニック障害、非器質性不眠症など
- 神経系の疾患: 睡眠障害、睡眠時無呼吸症候群、ナルコレプシー、自律神経失調症など

●60日超の入院の原因



手術給付金・放射線治療給付金

公的医療保険制度の対象となる1,000種類以上の手術、放射線治療を保障します。

手術給付金 放射線治療 給付金	お支払事由	お支払限度	お支払金額
	公的医療保険制度の対象となる手術、放射線治療など	無制限	入院給付金日額 × 所定の倍率 <small>※10倍、5倍、0倍(手術給付金・放射線治療給付金なし)よりご選択</small>

1000種類以上!!

お支払対象となる手術・放射線治療

- 手術給付金**
 - ・医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術
 - ・医科診療報酬点数表により輸血料が算定される造血幹細胞移植術
 - ・先進医療に該当する手術
 - ・責任開始の日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以降に受けられた造血幹細胞採取手術
- 放射線治療給付金**
 - ・医科診療報酬点数表により放射線治療料が算定される放射線照射または温熱療法による診療行為
 - ・先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

無配当先進医療特約(返戻金なし型)S

全額自己負担となる先進医療の技術料(自己負担額)を保障! さらに技術料の10%を先進医療見舞金としてお受け取りいただけます!

先進医療 給付金	お支払事由	お支払限度	お支払金額
	所定の先進医療による療養を受けたとき	<1回の療養につき> 450万円 <通算> 2,000万円	技術料と同額
先進医療 見舞金	お支払事由	お支払限度	お支払金額
		<1回の療養につき> 45万円 <通算> 200万円	先進医療給付金の 10%相当額

先進医療にかかる技術料は公的医療保険制度の適用外となるため、全額が自己負担になります。

たとえば...	重粒子線治療	1件当たりの平均費用	約304万円	陽子線治療	1件当たりの平均費用	約259万円
---------	--------	------------	--------	-------	------------	--------

※厚生労働省 第14回先進医療会議「平成25年6月30日時点における第2項先進医療技術(先進医療A)に係る費用」より朝日生命にて試算。

女性限定 NEW 無配当女性入院特約(返戻金なし型)S

女性特有の病気へのそなえなど、女性に特におすすめする女性専用商品です。



女性入院 給付金	お支払事由	お支払限度	お支払金額
	女性特定疾病(♥)で、入院されたとき	<1回の入院につき> 60日 <通算> 1,000日 <small>※がんによる入院の場合は無制限</small>	女性入院給付金日額 × 入院日数 <入院1日につき> 5,000円

♥対象となる女性特定疾病

- | | | | | | | |
|--|---|--|--|---------------------------------------|--|--|
| 女性特有のがんを含む
乳がん
子宮がん
卵巣がん
胃がん
大腸がん | すべてのがん
肺がん
肝臓がん
喉頭がん
食道がん
腎臓がん | 女性特有の病気
子宮筋腫
子宮内膜症
卵巣のう腫
乳腺症
帝王切開のための入院 | 女性にも多い病気
貧血
腎盂腎炎
尿路結石
腎結石
胆石症 | 胆のう炎
低血圧症
パセドウ病
甲状腺炎
甲状腺腫 | 女性にそなえてほしい病気
下肢の静脈瘤
メニエール病
ペーチェット病
肺高血圧症
結節性多発動脈炎 | 多発性硬化症
急性リウマチ熱
自己免疫性肝炎
過敏性血管炎 |
|--|---|--|--|---------------------------------------|--|--|

Q. なぜ医療費充当給付金(一時金)でそなえるのがいいの?

A. 医療費充当給付金(一時金)であれば、入院日数が短くても、医療費のご負担にそなえることができます。

<7日間入院された場合の自己負担額の例>

① 公的医療保険制度で一定割合が自己負担となる費用

入院料 手術費用 検査費用 等

82,649円 (高額療養費制度を適用後の自己負担額)

② 公的医療保険制度で一部または全額が自己負担となる費用

差額ベッド代(*) **40,740円** (5,820円×7日)

入院時の食事代 **5,460円** (780円×7日)

家族の見舞時の交通費・食費 **9,000円**

入院諸雑費 **25,000円** ■快気祝い等 ■パジャマ・洗面用具・テレビ使用料・書籍等

(*)平成25年9月中央社会保険医療協議会「主な選定療養に係る報告状況」における平成24年7月現在の平均額を使用。

●合計金額(①+②) **162,849円**

※生命保険文化センター「医療保障ガイド」を参考に朝日生命にて試算

<「スマイルメディカル」の場合> (左記の場合のお受け取り金額)

<入院給付金日額5,000円+医療費充当給付金30倍の場合>

① 入院給付金 **35,000円** (5,000円×7日)

② 医療費充当給付金(一時金) **150,000円** (5,000円×30倍)

●合計お受け取り金額(①+②) **185,000円**

入院給付金額は、入院給付金日額×入院日数となります。よって、入院日数が短くなるほど、入院給付金額は少なくなりますが、医療費充当給付金(一時金)は、入院日数にかかわらずお受け取りいただけます。

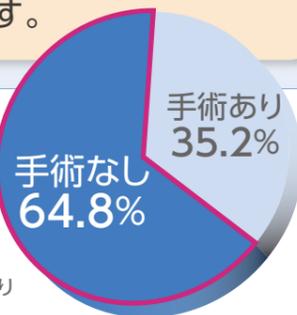
Q. 入院した場合、必ず手術を受けるの?

A. 入院すれば必ず手術を受けるというわけではありません。入院時に手術を受けられた方は、約3人に1人となります。

手術にかかる費用は、それぞれの手術ごとに診療報酬点数として定められています。手術にかかる費用は、他の医療費とともに、公的医療保険制度により一定割合が自己負担となり、自己負担額が一定限度を超えた場合には、「高額療養費制度」が利用できます。

●入院時に手術を受けた割合

※厚生労働省「患者調査(平成23年)」より朝日生命にて試算



Q. 生活習慣病や精神疾患による入院は120日の保障で足りるの?

A. おおよその目安として、お支払対象となる所定の生活習慣病や精神疾患による入院の約9割をカバーできます。

生活習慣病、特定精神疾患による1回の入院のお支払限度を120日に延長することで、お支払対象となる生活習慣病、特定精神疾患による入院の約9割をカバーできます。

●所定の生活習慣病・精神疾患で120日以内に退院する割合

120日の入院保障で約9割をカバー!!

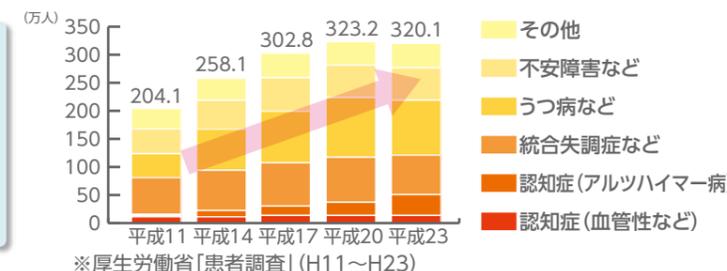
※厚生労働省「患者調査(平成23年)」より朝日生命にて試算



Q. 精神疾患の患者って増えているの?

A. 精神疾患の患者は増加傾向にあります。平成23年度の調査でも320万人を超える方が精神疾患に悩まされています。

精神疾患の患者数は、大幅に増加しています。とりわけ、うつ病や認知症などの著しい増加がみられ、まさに国民に**広く関わる病気**となっています。



Q. 生活習慣病は身近な病気なの?

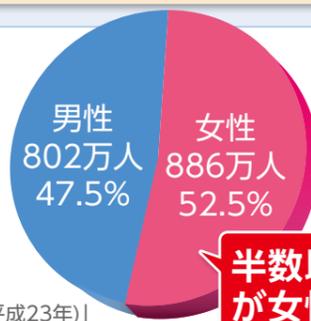
A. 20歳以上の方では**約7人に1人もの方が、がんを含む生活習慣病**に悩まされています。生活習慣病は男性に多いイメージですが、**半数以上が女性**となっています。

●がんを含む生活習慣病の患者数(20歳以上)

がん	151.3万人	心疾患	161.3万人	脳血管疾患	122.6万人
高血圧性疾患	913.4万人	糖尿病	270.5万人	腎臓病	40.9万人
肝臓病	27.5万人	延べ総患者数		約1,687.5万人	

※厚生労働省「患者調査(平成23年)」、総務省統計局「人口推計(平成23年)」より朝日生命にて試算

●がんを含む生活習慣病の男女別患者数(20歳以上)



※厚生労働省「患者調査(平成23年)」より朝日生命にて試算

半数以上が女性

20歳以上の約7人に1人!!

「給付金スマイルサポート」ならお受け取りが安心! 簡単! 便利!

スマイル 1: 「医療費充当給付金(一時金)」お受け取りサポート

「医療費充当給付金(一時金)」をスピーディーにお受け取りいただくことにより、入院にともなう各種費用にご活用いただけます。

安心!

本サービスは、「入院保証金の領収書(預り書)」*の写しをご提出いただくことで、入院給付金に先がけて医療費充当給付金(一時金)をお受け取りいただけるサービスです。

*「入院保証金制度」のない病院の場合でも、証明書のご提出があればお受け取りいただくことが可能です。

【お取扱要件】

- 必要書類等をご案内(郵送)させていただきますので、ご入院前にお申し出ください。
- ご契約後2年以内の病気を原因とする入院についてはお取り扱いできません。
- その他の必要書類をご提出いただく場合があります(例えば、交通事故の場合は事故証明書等)。

スマイル 2: 「入院給付金」お受け取りサポート

「入院給付金」を簡単なお手続きでお受け取りいただくことが可能です。

簡単!

本サービスは、「入院給付金」のお受け取り時に必要となる朝日生命所定の「入院証明書」に代えて、入退院日の記載がある「医療費の領収書」の写しをご提出いただくことで、給付金をお受け取りいただけるサービスです。

【お取扱要件】

- 入院日数が25日以内(ご契約後2年以内の病気を原因とする入院の場合は4日以内)の範囲に限ります。
- 退院後にご請求いただく必要があります。
- 手術給付金や先進医療給付金、女性入院給付金のお支払いがともなう入院の場合はお取り扱いできません。

スマイル 3: 「先進医療給付金」お受け取りサポート

「先進医療給付金」・「先進医療見舞金」を病院が発行する先進医療の費用がわかる請求書類のご提出によりお受け取りいただけます。

便利!

本サービスは、病院が発行する「領収書」に代えて、先進医療の費用がわかる「請求書類」をご提出いただくことで先進医療給付金・先進医療見舞金をお受け取りいただけるサービスです。

【お取扱要件】

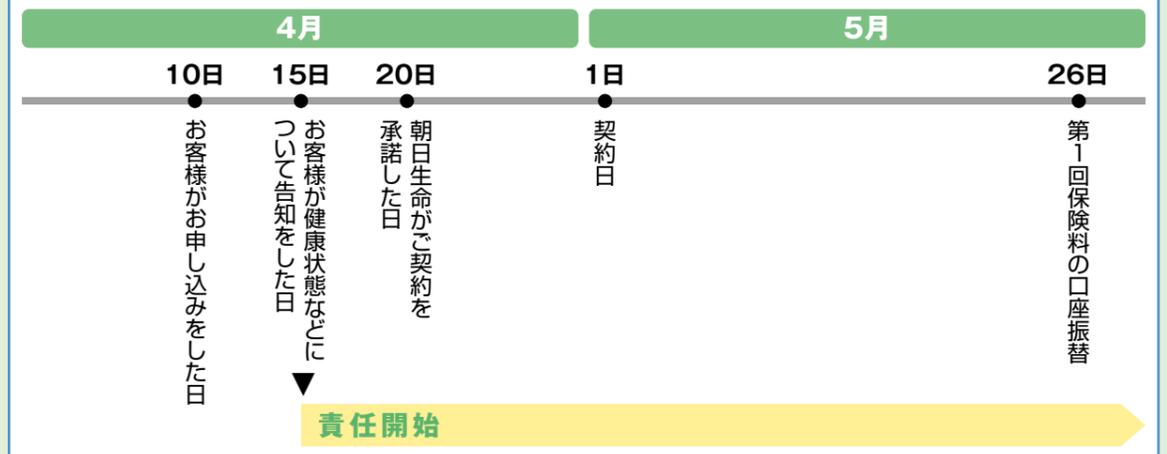
- 先進医療を受療される前にお申し出ください。
- ご契約後2年以内の病気によりお支払事由が生じている場合はお取り扱いできません。
- その他の必要書類をご提出いただく場合があります(例えば、交通事故の場合は事故証明書等)。

* サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。

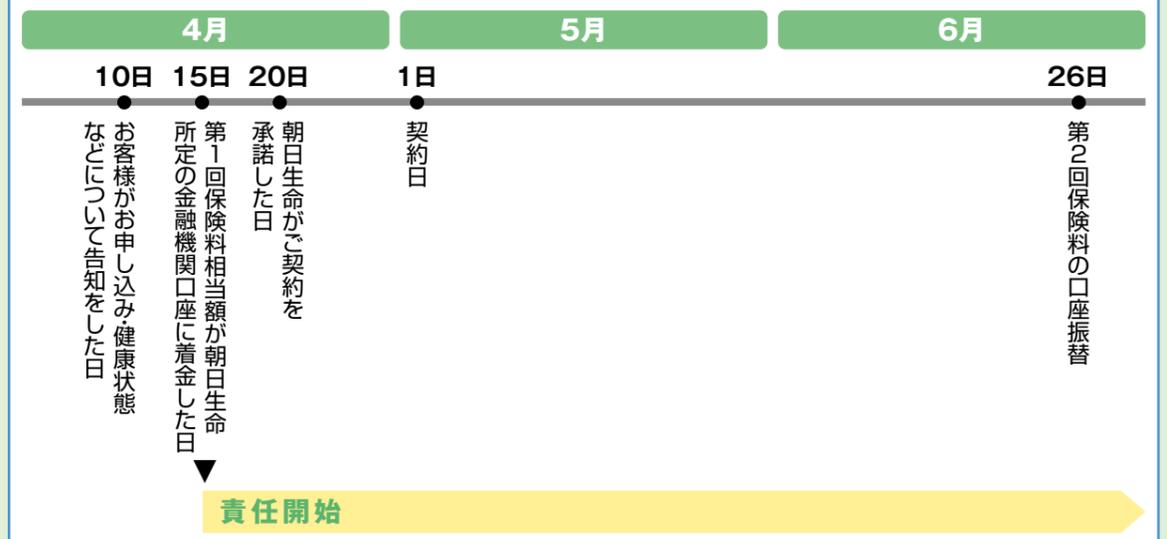
ご契約にあたって

■ お申し込み後、ご契約成立までのスケジュールは、以下のとおりとなります。

「責任開始に関する特約S」を付加した月払口座振替契約の例



「責任開始に関する特約S」を付加しない月払口座振替契約の例



※ 保険料口座振替日は、毎月26日(一部の金融機関では27日)となります(金融機関休業日のときは、翌営業日となります)。

※ 振替日に振り替えができなかったときは、翌月の振替日が猶予期間内の場合、未収の保険料とともに振り替えます。

「責任開始に関する特約S」について

「責任開始に関する特約S」を付加することにより、申し込みをした時と告知をした時のいずれか遅い時から責任が開始されます。

(注) 「責任開始に関する特約S」を付加したご契約の第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が消滅した場合、新たに「責任開始に関する特約」・「責任開始に関する特約S」を付加した保険契約のお申し込みがあっても、お引き受けできない場合があります。

〈保険料例〉入院給付金日額5,000円コース

※保険料払込期間：終身払、保険期間：終身、保険料払込方法：月払口座振替・クレジットカード扱

〔保険料は平成27年4月1日現在〕

手術給付金なしタイプ

Table with columns for age (0-80), medical expense coverage (30x, 20x, 10x, 5x, 0x), and surgery/chemotherapy benefits (0x). Includes '特約' (Special Features) for hospitalization and advanced medical care.

※月々お払込みいただく合計保険料が1,000円未満となる場合、お申し込みいただけません。

(単位:円)

手術給付金ありタイプ

Table with columns for age (0-80), medical expense coverage (30x, 20x, 10x, 5x, 0x), and surgery/chemotherapy benefits (10x, 5x, 10x, 5x, 10x, 5x, 10x, 5x). Includes '特約' (Special Features) for hospitalization and advanced medical care.

※月々お払込みいただく合計保険料が1,000円未満となる場合、お申し込みいただけません。

(単位:円)

※保険料払込期間：60歳払込満了、保険期間：終身、保険料払込方法：月払口座振替・クレジットカード扱

〔保険料は平成27年4月1日現在〕

手術給付金なしタイプ

Table with columns for age (0-55), medical expense coverage (30x, 20x, 10x, 5x, 0x), and benefits for hospitalization and advanced medical care.

※月々お払込みいただく合計保険料が1,000円未満となる場合、お申し込みいただけません。

(単位:円)

手術給付金ありタイプ

Table with columns for age (0-55), medical expense coverage (30x, 20x, 10x, 5x, 0x), and benefits for hospitalization and advanced medical care.

※月々お払込みいただく合計保険料が1,000円未満となる場合、お申し込みいただけません。

(単位:円)

〈保険料例〉入院給付金日額5,000円コース

※保険料払込期間：終身払、保険期間：終身、保険料払込方法：月払口座振替・クレジットカード扱

〔保険料は平成27年4月1日現在〕

手術給付金なしタイプ

Table with columns for age (0-80), medical expense coverage (30x, 20x, 10x, 5x, 0x), surgery/chemotherapy benefits, and special benefits (指定入院継続給付特約, 女性入院特約, 先進医療特約).

※月々お払込みいただく合計保険料が1,000円未満となる場合、お申し込みいただけません。

(単位:円)

手術給付金ありタイプ

Table with columns for age (0-80), medical expense coverage (30x, 20x, 10x, 5x, 0x), surgery/chemotherapy benefits, and special benefits (指定入院継続給付特約, 女性入院特約, 先進医療特約).

※月々お払込みいただく合計保険料が1,000円未満となる場合、お申し込みいただけません。

(単位:円)

入院の現状

特徴と仕組み

オプション

Q&A

スマイルサポート

保険料表

契約概要・注意喚起情報

〈保険料例〉入院給付金日額5,000円コース

※保険料払込期間：60歳払込満了、保険期間：終身、保険料払込方法：月払口座振替・クレジットカード扱

〔保険料は平成27年4月1日現在〕

手術給付金なしタイプ

Table with columns for age (0-55), medical expense coverage (30x, 20x, 10x, 5x, 0x), and special benefits (Special Hospitalization, Female Hospitalization, Advanced Medical). Includes a note at the bottom: ※月々お払いいただく合計保険料が1,000円未満となる場合、お申し込みいただけません。(単位:円)

手術給付金ありタイプ

Table with columns for age (0-55), medical expense coverage (30x, 20x, 10x, 5x, 0x), and special benefits (Special Hospitalization, Female Hospitalization, Advanced Medical). Includes a note at the bottom: (単位:円)

入院の現状

特徴と仕組み

オプション

Q&A

スマイルサポート

保険料表

契約概要・注意喚起情報

契約概要

必ずお読みください

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、ご契約のお申し込みの際に特にご留意いただきたい事項を記載しております。内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しております。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり-約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

1 引受保険会社の名称と住所等について

- 名称 朝日生命保険相互会社
- 住所 本社 〒100-8103 東京都千代田区大手町2-6-1
連絡先:お客様サービスセンター ☎0120-360-567 ホームページアドレス <http://www.asahi-life.co.jp>

2 商品の特徴と仕組みについて

- 商品名称 「スマイルメディカル」
- 正式名称 無配当医療保険(返戻金なし型)S
- 特徴 この保険は、病気やケガによる所定の入院・手術・放射線治療に対して、入院給付金・医療費充当給付金・手術給付金・放射線治療給付金の保障をご準備いただける商品です。

医療保険「スマイルメディカル」〈無配当医療保険(返戻金なし型)S〉

◇入院給付金 ◇医療費充当給付金
◇手術給付金 ◇放射線治療給付金

ご契約 保険料払込期間：60・65・70・75・80歳払込満了 または 終身払 保険期間：終身

*医療費充当給付金の給付倍率は、ご契約時に入院給付金日額の0倍・5倍・10倍・20倍・30倍からご選択いただけます。
*手術給付金・放射線治療給付金の給付倍率は、ご契約時に入院給付金日額の0倍・5倍・10倍からご選択いただけます。
*次の特約を付加できます(募集代理店によって異なります)。
●無配当特定入院継続給付特約(返戻金なし型)S ●無配当女性入院特約(返戻金なし型)S
●無配当先進医療特約(返戻金なし型)S

(注)ご選択いただいた医療費充当給付金、手術給付金・放射線治療給付金の給付倍率の変更はお取り扱いいたしません。
(注)医療費充当給付金について、給付倍率0倍を選択された場合は、医療費充当給付金のお支払いはありません。また、手術給付金・放射線治療給付金について、給付倍率0倍を選択された場合は、手術給付金・放射線治療給付金のお支払いはありません。

この保険は代理店専用商品です。保険料のお払込みがないまま猶予期間が満了した場合、保険契約は消滅し復活のお取り扱いはない等、朝日生命の営業職員が募集する商品と異なったお取り扱いとなっております。

お取り扱い	
入院給付金日額	3,000円*1～10,000円の範囲で1,000円単位(募集代理店によって異なります)
契約年齢	0*2～80歳
保険期間	終身
保険料払込期間	60・65・70・75・80歳払込満了 または 終身払(最低払込期間5年)
保険料払込方法(回数)	口座振替(月払・年払)、クレジットカード(月払)
最低保険料	(付加特約の保険料を含んで)月払:1,000円、年払:11,000円
備考	医療費充当給付金については、朝日生命の同種の保障を通算して、以下の限度があります。 ・0～24歳…通算10万円限度 ・25～80歳…通算15万円限度

*1 「女性入院特約(返戻金なし型)S」の女性入院給付金日額については、2,000円～のお取り扱いとなります。
*2 「女性入院特約(返戻金なし型)S」は15歳～のお取り扱いとなります。

3 ご契約のお引き受けについて

- 現在入院中の方のご契約はお引き受けできません。
- 既往症・現在の健康状態・ご職業・生命保険加入状況等によっては、ご契約をお引き受けできないときや、「割増保険料の払込み」「給付金等の削減支払」「特定部位または指定疾病についての不担保」および「特定高度障害状態についての不担保」などの特別条件をつけてお引き受けさせていただくこともあります。

- 朝日生命の基準により、ご希望の入院給付金日額、医療費充当給付金倍率でお引き受けできないときがあります。
- 日本国内にお住まいの方のご契約のみ、お引き受けいたします(ご契約後の転居につきましては、国内外を問わず保障は継続いたします)。
- その他朝日生命の基準により、他のご契約者との公平性を保つためご契約をお引き受けできないときがあります。

4 保障内容

〈無配当医療保険(返戻金なし型)S〉

●お支払事由は以下のとおりです。詳しくは「ご契約のしおり-約款」にてご確認ください。

	お支払事由	お支払金額	お支払限度
入院給付金	不慮の事故や疾病により入院日数が1日以上入院をされたとき	1回の入院につき入院給付金日額 × 入院日数	1回の入院につき60日 通算 1,000日 ただし、がんの治療を直接の目的とする入院日に対する入院給付金のお支払いは無制限
医療費充当給付金	入院給付金が支払われる入院を開始されたとき	1回の入院につき入院給付金日額 × 所定の給付倍率*	1回の入院につき1回 通算 30回
手術給付金	(1)不慮の事故や疾病により、以下の手術を受けられたとき ①医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術 ②医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている造血幹細胞移植術 ③先進医療に該当する手術 (2)責任開始の日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以降に受けられた造血幹細胞採取手術	手術1回につき入院給付金日額 × 所定の給付倍率*	無制限 ただし、医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料または輸血料が1回のみ算定されるものとして定められている手術および同一の先進医療に該当する手術については、14日に1回(非電離放射線による療法の場合は60日に1回)の給付を限度とするなど、所定の要件があります。また、医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定される手術については、その手術を受けた1日目についてのみ手術給付金をお支払いします。
放射線治療給付金	不慮の事故や疾病により、以下の診療行為を受けられたとき (1)医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為 (2)先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為	放射線治療1回につき入院給付金日額 × 所定の給付倍率*	無制限 ただし、放射線照射または温熱療法による診療行為それぞれにつき、60日に1回の給付を限度とします。
死亡給付金	被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中にお亡くなりになられたとき	入院給付金日額 × 10倍	—

*医療費充当給付金、手術給付金・放射線治療給付金の所定の給付倍率とは、以下のとおりとなり、ご契約時に所定の範囲内でご選択していただけます。0倍を選択された場合は、その給付金のお支払いはありません。なお、選択された給付倍率の変更はお取り扱いいたしません。
・医療費充当給付金……5倍、10倍、20倍、30倍、0倍(医療費充当給付金なし)
・手術給付金・放射線治療給付金……5倍、10倍、0倍(手術給付金・放射線治療給付金なし)
(募集代理店により、お取り扱いの範囲が異なる場合があります。詳細は、取扱者/代理店にご確認ください。)

保障内容に関する注意事項

- 同一の原因により、入院給付金が支払われる入院を2回以上したときは、入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から、その日を含めて次の入院の開始日までの期間が、180日以下の場合には、1回の入院とみなし、181日以上の場合には、新たな入院とみなして取り扱います。

入院の現状

特徴と仕組み

オプション

Q&A

スマイルサポート

保険料表

契約概要・注意喚起情報

●「特定入院継続給付特約(返戻金なし型)S」を付加した場合、入院給付金のお支払いの通算限度は、「特定入院継続給付特約(返戻金なし型)S」による入院給付金のお支払いを合算して1,000日分となります。

●手術給付金は、レーザー屈折矯正手術(レーシック)や、以下の手術などについては、お支払いの対象外となるなど、所定の要件があります。詳しくは、「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

ア. 創傷処理(創傷処理に伴う縫合術を含みます。)	オ. 外耳道異物除去術または鼻内異物摘出術
イ. 皮膚切開術	カ. 皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術
ウ. デブリードマン	キ. 会陰(陰門)切開および縫合術(分娩時)または胎児外回転術
エ. 骨、軟骨、関節のいずれかに対する整復術、整復固定術、 授動術のうち非観血的または徒手なもの	ク. 抜歯手術

●被保険者が同時期に手術給付金のお支払対象となる手術を2つ以上受けたときは、いずれか1種類の手術についてのみ給付金をお支払いします。

●手術給付金・放射線治療給付金の支払対象となる先進医療には、診断・薬剤投与は含まれないなど、所定の要件があります。詳しくは、朝日生命ホームページ(<http://www.asahi-life.co.jp>)をご覧ください。

●造血幹細胞移植術とは、組織の機能に障害がある者に対して組織の機能の回復または付与を目的として造血幹細胞を輸注することをいいます。なお、異種移植は含みません。

●造血幹細胞採取手術とは、組織の機能に障害がある者に対して造血幹細胞を移植することを目的として造血幹細胞を採取(骨髄または末梢血からの採取に限るものとし、臍帯血からの採取は除きます。)することをいいます。なお、自家移植は除きます。

●お支払対象となる放射線治療については、「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

●法令改正等による公的医療保険制度等の改正や医療技術または医療環境の変化が、「医療保険(返戻金なし型)S」の支払事由に影響を及ぼすときは、朝日生命は、主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由を変更することがあります(変更日の2か月前までにご契約者へ連絡します)。

■保険料払込免除について

●ご契約後、保険料払込期間中に、疾病または傷害により所定の高度障害状態になられたときや、傷害により所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払込みが免除となります。

5 特約について

〈無配当特定入院継続給付特約(返戻金なし型)S〉

●お支払事由は以下のとおりです。詳しくは「ご契約のしおり-約款」にてご確認ください。

お支払事由	お支払金額	お支払限度
次のすべてを満たす入院をされたとき (1)6大生活習慣病(注1)または特定精神疾患(注2)の 治療を直接の目的とする入院 (2)主契約の入院給付金の支払事由に該当する入院 (3)主契約の1回の入院についての入院給付金の 支払限度日数(60日)を超える入院	1回の入院につき 主契約の入院給付金日額 × 入院日数から60日を控除した日数	1回の入院につき60日 主契約の入院給付金の 支払日数と通算して 1,000日

(注1) お支払対象となる6大生活習慣病の例(詳しくは「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。)

- ①心・血管疾患(慢性リウマチ性心疾患、虚血性心疾患、肺性心疾患および肺循環疾患、その他の型の心疾患、循環器系の処置後障害、他に分類されないもの(197)のうち、心(臓)切開後症候群および心臓手術に続発するその他の機能障害)
- ②脳血管疾患
- ③腎疾患(糸球体疾患、腎尿細管間質性疾患、腎不全)
- ④肝疾患(ウイルス肝炎、肝疾患、食道静脈瘤、その他の部位の静脈瘤(186)のうち胃静脈瘤)
- ⑤糖尿病
- ⑥高血圧性疾患(高血圧性疾患、大動脈瘤および解離)

(注2) お支払対象となる特定精神疾患の例(詳しくは「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。)

- ①精神および行動の障害(アルツハイマー型認知症、統合失調症、躁うつ病、パニック障害、非器質性不眠症 など)
- ②神経系の疾患(睡眠障害、睡眠時無呼吸症候群、ナルコレプシー、自律神経失調症 など)

●同一の原因により、入院給付金が支払われる入院を2回以上したときは、入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から、その日を含めて次の入院の開始日までの期間が、180日以下の場合には、1回の入院とみなし、181日以上の場合には、新たな入院とみなして取り扱います。

〈無配当女性入院特約(返戻金なし型)S〉

●お支払事由は以下のとおりです。詳しくは「ご契約のしおり-約款」にてご確認ください。

お支払事由	お支払金額	お支払限度
女性特定疾病(注)を直接の原因として、 入院日数が1日以上入院をされたとき	1回の入院につき 女性入院給付金日額 × 入院日数	1回の入院につき60日 通算 1,000日 ただし、がんの治療を直接の目的とする入院日 に対する入院給付金のお支払いは無制限

(注) お支払対象となる女性特定疾病の例(詳しくは「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。)

乳がん、子宮がん、卵巣がん、胃がん、大腸がん、肺がん、肝臓がんなどのすべてのがん、子宮筋腫、卵巣のう腫、乳腺症、帝王切開のための入院、貧血、腎盂腎炎、低血圧症、バセドウ病、甲状腺腫、下肢の静脈瘤、メニエール病、パーチェット病、(急性)腎不全、多発性硬化症、急性リウマチ熱、自己免疫性肝炎、結節性多発性動脈炎、過敏性血管炎 など

●同一の原因により、女性入院給付金が支払われる入院を2回以上したときは、女性入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から、その日を含めて次の入院の開始日までの期間が、180日以下の場合には、1回の入院とみなし、181日以上の場合には、新たな入院とみなして取り扱います。

〈無配当先進医療特約(返戻金なし型)S〉

●お支払事由は以下のとおりです。詳しくは「ご契約のしおり-約款」にてご確認ください。

	お支払事由	お支払金額	お支払限度
先進医療 給付金	不慮の事故や疾病により公的医療 保険制度における先進医療による 療養を受けられたとき	1回の療養につき 先進医療の技術にかかる費用 (自己負担額)と同額	1回の療養につき450万円 通算して2,000万円
先進医療 見舞金	先進医療給付金が支払われる療養を 受けられたとき	1回の療養につき 先進医療給付金の支払金額の 10%相当額	—

●この特約の付加は、朝日生命のすべての先進医療特約と通算して、同一被保険者について1件限りとします。

●先進医療給付金は、1回の療養につき、厚生労働大臣が定める先進医療の技術にかかる費用と同額(被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額)をお支払いします。

●お支払対象となる先進医療とは、療養を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所にて行われるものに限る)をいいます。ただし、厚生労働大臣が定める施設基準において、歯科(歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科)のみで実施することが定められている先進医療は支払対象外となります。

●同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けたとき、その療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなして取り扱います。

●法令改正等による公的医療保険制度等の改正や医療技術または医療環境の変化が、「先進医療特約(返戻金なし型)S」の支払事由に影響を及ぼすときは、朝日生命は、主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由を変更することがあります(変更日の2か月前までにご契約者へ連絡します)。

■保険料払込免除について

●ご契約後、保険料払込期間中に、疾病または傷害により所定の高度障害状態になられたときや、傷害により所定の身体障害の状態になられたときで、主契約の保険料のお払込みが免除された場合には、同時に特約の以後の保険料のお払込みも免除となります。

6 指定代理請求特約Sについて

●給付金等の受取人となる被保険者が給付金等をご請求できない事情*があるときに、指定代理請求人が被保険者に代わって給付金等をご請求することができる制度です。

*事故や病気により意識不明の状態意思表示ができない場合など

- 指定代理請求人に給付金等をお支払いした場合、それ以後に重複してその給付金等のご請求を受けてもお支払いいたしません。
- 指定代理請求人に給付金等をお支払いした場合、朝日生命は保険契約者または被保険者にその旨をご連絡いたしませんので、保険契約者または被保険者が認識しないまま、ご契約の全部または一部が消滅する場合があります。
- 保険契約者または被保険者からご契約内容について朝日生命宛ご照会を受けたときは、給付金等のお支払いをしていること、またはご契約の一部が消滅していること等を回答せざるを得ない場合があります。このため、被保険者本人がご自身の健康状態(被保険者の病名ががんであることなど)について知る可能性がありますので、お含み置ください。

7 解約返戻金について

■この保険契約の主契約・特約の解約返戻金は、以下のとおりです。

主契約	保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合、入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります。その他の場合は、解約返戻金はありません。
特約	解約返戻金はありません。

8 満期保険金等について

■この保険契約には満期保険金はありません。また、契約者貸付、保険料振替貸付のお取り扱いもありません。

9 保険料について

- 具体的な保険料については、商品パンフレットP.11～18をご覧ください。
- 保険料の払込方法(回数)が年払のご契約が、払い込まれた保険料により保障される期間の途中で、解約等により消滅したときまたは保険料のお払込みが免除されたときに、保険料の未経過分に相当する返還金がある場合にはその返還金をお支払いします。

10 配当金について

■この商品には配当金はありません。

11 生命保険料控除について

- 「生命保険料控除制度」とは、お支払いいただいた保険料について、その一定額を保険契約者のその年の所得から控除し、所得税と住民税の負担を軽減する制度です。
- 「生命保険料控除制度」により所得から控除される金額は、お支払いいただいた保険料を主契約・特約の内容に応じて、「控除証明区分」ごとに区分し、算出します。
- この保険契約の主契約・特約の「控除証明区分」は、「介護医療保険料」となります。
※税務のお取り扱いについては、平成27年2月現在の税制に基づいて記載しております。将来的に税制が変更され、お取り扱いが変わる場合があります。なお、個別のお取り扱い等につきましては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

12 保険料お払込みの猶予期間と消滅について

- 保険料は払込期月中に口座振替等の方法により朝日生命にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合、払込期月の翌月1日からその日を含めて3か月目の末日までを保険料お払込みの猶予期間とします。
- お払込みがないまま猶予期間が経過すると、ご契約は消滅(未払消滅)となり、効力がなくなります。その場合、消滅したご契約を元に戻すことはできません(ご契約の復活のお取り扱いはありません)。
- 「責任開始に関する特約S」を付加したご契約の第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が消滅した場合、新たに「責任開始に関する特約」・「責任開始に関する特約S」を付加した保険契約のお申し込みがあっても、お引き受けできない場合があります。

注意喚起情報

必ずお読みください

- この「注意喚起情報」は、ご契約の申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。
- ◇以下は、お客様にとって不利益となる事項が記載されていますので、特にご留意ください。



- 6. 給付金などをお支払いできない場合について
- 8. 現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご留意事項
- 9. 解約と返戻金について

- ご契約の際には「ご契約のしおり-約款」とあわせて内容をご確認いただいたうえ、大切に保管してください。
- ◇「ご契約のしおり-約款」はお支払事由および制限事項の詳細など、ご契約について大切な事項や必要な保険の知識などを説明しています。

1 クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの撤回等)について

- 申込者または保険契約者は、保険契約の申込日、クーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面(「ご契約のしおり」(「ご契約のしおり(抜粋版)」を含みます)、「注意喚起情報」)を受け取った日または第1回保険料相当額が朝日生命所定の金融機関口座へ着金した日のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**であれば、書面によりご契約の撤回またはご契約の解除をすることができます。
- ※クレジットカードにてお申し込みいただいた場合は取扱クレジットカード会社による利用承認日とします。

- お申し込みの撤回等は**書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます**ので、次の①～③の内容を記載した書面を郵便により「朝日生命 金融代理店業務グループ」宛発信してください。

- ①お申し込みの撤回等をする旨の文言
- ②申込者氏名(自署)・印鑑(契約申込書と同一印)・住所・電話番号
- ③申込番号・保険料・取扱代理店名・申込日・申出日・返金先口座(銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、口座名義人(フリガナ))

〔宛先〕〒206-8611 東京都多摩市鶴牧1-23 「朝日生命 金融代理店業務グループ」
※個人情報保護の観点から、封書によりお申し出いただきますようお願いいたします。

- お申し込みの撤回等があった場合は、朝日生命は、申込者等に領収金額を全額お返しいたします。
- 申込者が法人(会社)または個人事業主の場合は、お申し込みの撤回のお取り扱いができません。

2 保障の責任開始の時について

- お申し込みいただいたご契約について、朝日生命がお引き受けすることを決定した場合の保障の開始の時は、次のとおりです。
- 「責任開始に関する特約S」を付加されたご契約の場合には、お申し込みと告知(診査)が、ともに完了した時からご契約上の責任を開始します。
- 上記以外の場合、お申し込みと告知(診査)ならびに第1回保険料相当額のお払込みが完了した時(注)からご契約の責任を開始します。
- (注)第1回保険料相当額のお払込みが完了した時とは、第1回保険料充当金を口座振込みでお支払いいただいた場合は朝日生命所定の金融機関口座に着金した日、クレジットカードにてお支払いいただいた場合には、取扱クレジットカード会社による利用承認日とします。なお、お申込内容の変更等に併い、後日、追加で保険料のお払込みをいただいた場合でも、当初のお払込みの時とします。

3 告知義務について

- ご契約者や被保険者には朝日生命がおたずねする健康状態などについて告知をしていただく必要があります。これを告知義務といいます。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。そのため、健康状態の悪い方や危険度の高い職業に従事されている方などのお申し込みを無条件でお引き受けしますと、ご契約者間における保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業などについて「告知書」で朝日生命がおたずねすることについて、**事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。**
- 朝日生命が指定する医師による診査の場合、医師が口頭で告知を求める場合があります。その場合も同様に事実をありのままに正確にもれなくお伝え(告知)ください。
- 告知をお受けできる権利(告知受領権)は、生命保険会社(朝日生命所定の書面「告知書」にご記入いただく場合)および生命保険会社が指定した医師が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)には告知をお受けできる権利がないため、**募集代理店の担当者(生命保険募集人)に口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりません。**

■告知いただいた内容が事実と違っていた場合には、給付金などをお支払いできないことがあります。

●告知いただくことからは、告知書に記載しています。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、責任開始の時から2年以内であれば、朝日生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

◇責任開始の時から2年を経過していても、給付金などのお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

◇**ご契約を解除したときは、たとえ給付金などのお支払事由が発生していても、これをお支払いできません。**

また、**保険料の払込免除事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。**

ただし、「給付金などのお支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、「給付金などをお支払い」または「保険料のお払込みを免除」することがあります。

◇ご契約を解除したときは、そのご契約の解約の際に返戻金があればお支払いします。

●ご契約を解除する場合以外にも、ご契約の締結状況等により、給付金などをお支払いできないことがあります。

◇例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として、給付金などをお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取り消しとなる場合があります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。



●傷病歴などがある場合、ご契約のお引き受けをお断りすることもあります。特別条件（「保険料の割増」「保険金の削減」「特定部位・指定疾病不担保」など）をつけてお引き受けすることがあります（傷病によっては特別条件をつけずにお引き受けできる場合があります）。

●健康に不安を抱えている方には、引受基準を拡大した商品「スマイルメディカル ワイド」（無配当引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）S）を販売しております。

4 ご契約内容等の確認制度について

■ご契約のお申し込みにあたり、後日、朝日生命の職員または朝日生命から委託した担当者が、**お申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、保険契約者等にお電話やご訪問をさせていただく場合があります。**

■給付金などのお支払いおよび保険料払込免除などのご請求に際しても、朝日生命の職員または朝日生命から委託した担当者が**給付金などをお支払いするための確認・照会にお電話やご訪問をさせていただく場合があります。**

5 生命保険募集人について

■募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと朝日生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。

生命保険募集人に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

朝日生命 お客様サービスセンター 0120-360-567

6 給付金などをお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金などをお支払いいたしません。

■責任開始の時より前の疾病や災害を原因とする場合

なお、ご契約（特約）により、以下のような場合、責任開始の時以後の疾病によるものとみなすお取り扱いがあります。

- ・責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院や手術
- ・告知等により会社が知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾したとき（事実の一部について告知いただけていないこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます）
- ・病院での受診歴や健康診断等による異常の指摘がなく、症状について被保険者等による認識・自覚もなかったとき

■告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった場合

■給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または保険金等受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約（特約）が解除された場合

■保険料のお払込みがなくご契約が消滅（未払消滅）した場合

■保険契約について詐欺によりご契約が取り消しとなった場合

■給付金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

■保険契約者・受取人などの故意により給付金のお支払事由が生じた場合

■入院給付金等について、保険契約者・被保険者の故意または重大な過失によりお支払事由が生じた場合

7 保険料お払込みの猶予期間と消滅について

■保険料は払込期月中に口座振替等の方法により朝日生命にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合、払込期月の翌月1日からその日を含めて3か月目の末日までを保険料お払込みの猶予期間とします。

■お払込みがないまま猶予期間が経過しますと、ご契約は消滅（未払消滅）となり、効力がなくなります。その場合、消滅したご契約を元に戻すことはできません（ご契約の復活の取り扱いはありません）。

■「責任開始に関する特約S」を付加したご契約の第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が消滅した場合、新たに「責任開始に関する特約」・「責任開始に関する特約S」を付加した保険契約のお申し込みがあつてもお引き受けできない場合があります。

8 現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご留意事項

一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となります。

■多くの場合、返戻金は、お払込み保険料の累計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約された場合の返戻金は、まったくないか、あつてもごくわずかです。

■一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。

■新たにお申し込みの保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りする場合があります。

■新たにお申し込みの保険契約について、告知していただいた内容が事実と異なる場合には、給付金等をお支払いできないことがあります。

■保険料は、保険料算出用利率（予定利率）のほか、将来見込まれる死亡率等により算出しています。保険料算出用利率は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割り引く割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たなご契約のお申し込みをされることにより、保険料算出用利率が下がったときは、保険種類（終身保険等）によっては保険料が引き上げられることがあります。

9 解約と返戻金について

■ご契約の解約はいつでもお取り扱いできますが、以後の保障はなくなります。

■この商品には解約返戻金はありません。ただし、保険期間が終身タイプ（有期払）の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中においては入院給付金日額の10倍の返戻金があります。

10 生命保険契約者保護機構について

■生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経たうえで、ご契約時にお約束した給付金額等が削減されることがあります。

■朝日生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。

ただし、この場合にも、ご契約時の給付金額などが削減されることがあります。

■詳細については、生命保険契約者保護機構（TEL 03-3286-2820）までお問い合わせください。

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時から正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

11 給付金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

■**給付金等のお支払事由が生じた場合やお支払いの可能性があらわれる場合、お支払いに関する手続きなどで不明な点が生じた場合は、すみやかにお客様サービスセンターまでお問い合わせください。**

■お支払事由、ご請求手続き、給付金等をお支払いする場合、お支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

■給付金等のお支払事由が生じたときは、ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

■「指定代理請求特約S」を付加されますと被保険者が受取人となる給付金などについて、受取人がご請求できない事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます（くわしくは「ご契約のしおり・約款」でご確認ください）。

■「指定代理請求特約S」を付加されたときは、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

ご契約の際には、「ご契約のしおり-約款」を必ずご覧ください。

「ご契約のしおり-約款」は、ご契約にともなう大切なことから記載したものですので必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただきますようお願いいたします。

〔「ご契約のしおり-約款」記載事項の例〕

- クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの撤回等)について
- 健康状態、職業などの告知義務について
- 保障の責任開始の時について
- 給付金等をお支払いできない場合について
- 保険料の払込方法について
- 保険料払込みの猶予期間と消滅について
- 解約・減額と返戻金について

生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと朝日生命保険相互会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して朝日生命保険相互会社が承諾したときに有効に成立します。

生命保険募集人に関するお問い合わせは、

朝日生命保険相互会社 お客様サービスセンター

 **0120-360-567** までご連絡ください。

募集代理店からのお知らせ

- 「スマイルメディカル」の引受保険会社は朝日生命保険相互会社です。ご契約の主体は、お客さまと朝日生命保険相互会社になり、保険契約の引受や給付金等のお支払いは朝日生命保険相互会社が行います。募集代理店は、引受保険会社である朝日生命保険相互会社の支払能力を保証するものではありません。
- 「スマイルメディカル」は朝日生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象となりません。また、元本の保証はありません。
- 保険契約にご加入いただくか否かが、募集代理店における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返戻金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先等によっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。

- 生命保険のお申し込みやご契約に関するご相談・苦情につきましては、お客様サービスセンターまでご連絡ください。ご連絡先は以下のとおりです。

朝日生命 お客様サービスセンター

- ご契約後の契約内容変更や給付金等のお支払いに関するお手続きについて

 **0120-360-567**

受付時間

月曜日～金曜日 9:00～17:00

土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00

〔12月31日、1月1日～3日、
祝日、振替休日を除く〕

[引受保険会社]

 **朝日生命保険相互会社**

本社／〒100-8103 東京都千代田区大手町2-6-1
ホームページアドレス／<http://www.asahi-life.co.jp>

 **0120-360-567**

受付時間:月～金／9:00～17:00

土曜日／9:00～12:00、13:00～17:00

(12月31日、1月1日～3日、祝日、振替休日を除く)